# 健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約分）

| No. | 案　件　名　称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額<br>（税込） | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由<br>（随意契約理由番号） | WTO |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 水道六法　追録　買入 | 51：図書 | 東京法令出版株式会社 | 31,400 | R3.12.1 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 2 | 獣医衛生・動物愛護管理業務必携追録　買入 | 51：図書 | 中央法規出版株式会社 | 18,876 | R3.12.1 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 3 | 日本農林規格品質表示基準・食品編追録　外1点　買入 | 51：図書 | 中央法規出版株式会社 | 44,858 | R3.12.1 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 4 | 医薬品、医療機器関係実務便覧　買入 | 51：図書 | 新日本法規出版株式会社 | 8,965 | R3.12.1 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 5 | 廃棄物処理・リサイクルの手続きマニュアル追録　外1点　買入 | 51：図書 | 新日本法規出版株式会社 | 7,897 | R3.12.1 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 6 | 感染症予防関係法令例規集（追録757～764）　買入 | 51：図書 | 第一法規株式会社 | 19,912 | R3.12.1 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 7 | 日本農林規格品質表示基準・食品編追録　外1点　買入 | 51：図書 | 中央法規出版株式会社 | 97,658 | R3.12.1 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 8 | 墓地埋葬実務便覧　追録　買入 | 51：図書 | 株式会社ぎょうせい | 13,332 | R3.12.1 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 9 | 病院・医院のための医療法Ｑ＆Ａ（追録75号）　買入 | 51：図書 | 中央法規出版株式会社 | 6,512 | R3.12.7 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 10 | 簡易専用水道検査実務マニュアル2020年　買入 | 51：図書 | 一般財団法人全国給水衛生検査協会 | 33,792 | R3.12.14 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第２号 | G8 | － |
| 11 | 新型コロナウイルスワクチン個別接種用酸素ボンベ（11月末集計分）　買入 | 27：医療用機器 | 株式会社馬場酸素 | 273,350 | R3.12.15 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第５号 | 別紙のとおり | － |
| 12 | 新型コロナウイルスワクチン個別接種用の医療用薬資材（11月末集計分）　買入 | 27：医療用機器 | 村中医療器株式会社 | 65,373 | R3.12.15 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第５号 | 別紙のとおり | － |

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約分）

| No. | 案　件　名　称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額<br>（税込） | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由<br>（随意契約理由番号） | WTO |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 | 新型コロナウイルスワクチン集団接種（小児）用の医療用薬資材（血圧計外１点）　買入 | 27：医療用機器 | 石黒メディカルシステム株式会社 | 32,175 | R3.12.17 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第５号 | 別紙のとおり | － |
| 14 | アナログ電話機（電話交換機内線用）　買入 | 24：通信用機器 | 株式会社スイタ情報システム | 121,000 | R3.12.22 | 地方自治法施行令<br>第167条の２第１項第５号 | 別紙のとおり | － |

# 随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルスワクチン個別接種用酸素ボンベ（11月末集計分）　買入

２　契約相手方

株式会社　馬場酸素

３　随意契約理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生を減少させるとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るためにも、ワクチン接種の早期完了により、市民の不安を払拭し、一刻も早く安心、安全のくらしを取り戻すことが至急必要とされる責務である。

以上のことから、市民に対する新型コロナワクチン接種を促進するため、個別接種実施医療機関を増設するにあたり、必要な資材を準備することとなった。

今回、買入を行う酸素ボンベについては、新規医療機関での新型コロナワクチン個別接種に使用するものであり、直ちに接種が開始されるため、至急各医療機関に資材を納品しなければならず、緊急に契約を締結する必要がある。また、競争入札の方法による手続きをとると、その時期を失し、あるいは契約の目的を達することができなくなってしまう。

業者選定については、酸素ボンベの納入実績のある業者など複数の業者へ見積り依頼をした結果、唯一、上記業者のみが当該資材を納期までに納品可能であるとの回答を得たことから、上記業者と契約締結を行う。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第５号

５　担当部署

健康局大阪市保健所感染症対策課（電話番号06-6647-0813）

# 随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルスワクチン個別接種用の医療用薬資材　買入

２　契約相手方

村中医療器株式会社

３　随意契約理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生を減少させるとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るためにも、ワクチン接種の早期完了により、市民の不安を払拭し、一刻も早く安心、安全のくらしを取り戻すことが至急必要とされる責務である。

以上のことから、市民に対する新型コロナワクチン接種を促進するため、個別接種実施医療機関を増設するにあたり、必要な資材を準備することとなった。

今回、買入を行う医療用薬資材については、新規医療機関での新型コロナワクチン個別接種に使用するものであり、直ちに接種が開始されるため、至急各医療機関に資材を納品しなければならず、緊急に契約を締結する必要がある。また、競争入札の方法による手続きをとると、その時期を失し、あるいは契約の目的を達することができなくなってしまう。

業者選定については、医療用薬資材の納入実績のある業者など複数の業者へ見積り依頼し、価格を比較した結果、上記業者が一番安価であり、当該資材を納期までに納品可能であることから、上記業者と契約締結を行う。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第５号

５　担当部署

健康局大阪市保健所感染症対策課（電話番号06-6647-0813）

# 随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルスワクチン集団接種(小児)用の医療用薬資材(血圧計外１点)　買入

２　契約相手方

石黒メディカルシステム株式会社

３　随意契約理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生を減少させるとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るためにも、ワクチン接種の早期完了により、市民の不安を払拭し、一刻も早く安心、安全のくらしを取り戻すことが至急必要とされる責務である。

本市においても、市民に対する新型コロナワクチン接種を促進するため接種対象者を順次拡充し、集団接種会場でも小児への接種を行ってきたところである。

今回、買入を行う医療用薬資材については、１２月初旬に定められた本市の追加接種に関する方針に基づき、令和４年１月１７日から新たに設置することとなった集団接種会場で、新型コロナワクチンの小児接種に使用するものである。集団接種会場で使用する医療用薬資材を全て揃えたうえで年内にピッキング作業を行うためには、令和３年１２月２４日までに医療用薬資材を揃える必要がある。ピッキング作業終了後、令和４年１月７日までに各会場への配送を終え、開場までの間に医療従事者等との確認を完了させる必要がある。

このため、上記のとおり集団接種を実施するためには、競争入札の手続きをとった場合、その時期を失し、集団接種を実施するという目的を達することができなくなる。そのため、医療用薬資材の調達については緊急に契約を締結する必要がある。

業者選定については、健康局と医療用薬資材の買入契約実績のある業者から価格を比較した結果、当該医療用薬資材について、上記業者が一番安価であり、納期までの納品が可能であることから、上記業者と契約締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第５号

５　担当部署

健康局大阪市保健所感染症対策課（電話番号06-6647-0813）

# 随意契約理由書

1　案件名称

アナログ電話機（電話交換機内線用）買入

2　契約の相手方

株式会社スイタ情報システム

3　随意契約理由

本案件は、船場センタービル内に新設した保健所執務室用にアナログ電話機の買入を行うものである。

保健所では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のたびに人員体制を強化してきた結果、執務スペースが不足したため、船場センタービル空室を賃借し執務室の拡張を行っている。

そんな中、現在人材開発センター・あべのメディックスにおいて業務を行っている新型コロナウイルス感染症対策グループ各チームの一部が 12 月中に新設した執務室内に順次移転を行うこととなった。

新型コロナウイルス感染症対策グループでは、各チームの業務連携が必要不可欠であることから、新設した執務室内で使用するアナログ電話機の買入を早急に行うものである。

上記業者は、令和 2 年度の同種契約への応札業者であり、必要数を直ちに納品可能である旨回答を得たため、特名により契約を締結するものである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5　担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）